

平成二十六年四月八日提出
質問第一〇八号

裁判における証拠の扱いに関する質問主意書

提出者 長妻 昭

裁判における証拠の扱いに関する質問主意書

一 我が国における裁判では、判決前に有力な証拠が出てきても、後から出てきた証拠を考慮せずに判決を下してしまうことがあるか。いわゆる袴田事件と袴田事件以外に刑事事件裁判の事例を三例挙げ、それぞれについて、なぜ後から出てきた証拠を裁判に使用しなかったのか、お示し願いたい。

二 現状では、検察官は証拠を全面開示する必要はなく、刑事裁判では被告にとって有利な証拠も不利な証拠もすべて出しているわけではないと聞いているが事実か。なぜ、証拠を全面開示しないのか、政府の見解をお示し願いたい。

三 裁判に際しては、被告にとって有利な証拠も不利な証拠も全面開示して審理すべきと考えるが、政府のご見解をお示し願いたい。

答弁は、質問番号を束ねた雑なものではなく、質問番号ごとに区切って、具体的にご答弁いただくことを要請する。

右質問する。